京都市地域企業未来力会議メールマガジン（令和６年４月15日配信）

京都市地域企業未来力会議参加者等　各位

　いつもお世話になり、ありがとうございます。
　メールマガジンを配信します。

　会議の情報や京都市からのお知らせのほか、皆様からの掲載希望も受け付けていますので、イベントやセミナーの御案内、新商品の御案内、自社での取組の周知など掲載内容を事務局までお知らせください！

【目次】==========
☆ 京都市からのお知らせ
(1)京都市グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクトの実施について
　≪産業観光局≫
(2)市内建築物への太陽光発電設備と蓄電池の導入費用を補助します！≪環境政策局≫
(3)【実施中】『客引き行為に関するアンケート』へ御協力ください！≪文化市民局≫
(4)4月30日（火）は「固定資産税・都市計画税」第１期分の納期限です。
　口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！≪行財政局≫

☆ 参加企業等からのお知らせ
(5)KECC第１回定例セミナー「2024年労働関係法令の改正と企業としての留意点」
　≪関西圏雇用労働相談センター（KECC）≫
==========
【本文】
――
☆ 京都市からのお知らせ
――
(1)京都市グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクトの実施について
　≪産業観光局≫

　京都市及び（公財）京都高度技術研究所では、市内中小企業の海外展開を支援するため、令和５年度から、「京都市グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクト」を実施しています。
　本事業では、中小企業への支援として、(1)海外市場のニーズ調査、(2)展示会出展、(3)海外規格等に対応する製品開発について補助を行うとともに、専門のコーディネータが海外進出に向けた具体的な行動計画等の策定等に対して伴走支援を行います。
　海外展開を検討中の中小企業の方のご応募をお待ちしています。

■申請書受付期間
　令和６年４月11日（木）～５月９日（木）午後５時（必着）
■補助対象者
　京都市内に主たる事務所等を有する中小企業
■補助対象事業
　①海外展開を想定している製品・サービスの市場調査
　②海外市場を対象とする展示会出展
　③海外規格等に対応するための製品改良・開発
■補助限度額
※中小企業１社（単独）で申請する場合と、中小企業２社以上（グループ）で申請する場合で、補助金額が異なります。
※補助率は補助対象経費の２分の１以内。

①海外展開を想定している製品・サービスの市場調査（単独：400 千円／グループ：600千円）
②海外市場を対象とする展示会出展（単独：400千円／グループ：600千円）
③海外規格等に対応するための製品改良・開発（単独：800千円／グループ：1,200千円）

※１社１申請のみ。単独申請とグループ申請の併用はできません。
※１つの申請で①～③全ての補助対象事業を申請することができます（１つでも可）。
※①～③各補助対象事業に対して補助上限額を設けています。
※補助金は予算の範囲内で交付しますので、申請金額の全額が交付されるとは限りません。
※令和５年度の同補助金採択企業は、採択された補助対象事業と異なる種類の補助対象事業であれば、再度申請可能です。

詳細・申請書類等はこちらから
https://www.astem.or.jp/r6gnt

【お問合せ・お申込み先】
（公財）京都高度技術研究所 企業成長支援部
担当：川勝、宗實（むねざね）
TEL：075-366-5220
E-mail：info.gnt@astem.or.jp

(2)市内建築物への太陽光発電設備と蓄電池の導入費用を補助します！≪環境政策局≫

京都市内の延べ床面積 10 ㎡以上の建築物（延べ床面積 300 ㎡未満の戸建て住宅を除く）において、京都市が定める基準量に１ｋＷ以上上乗せして太陽光発電設備等を設置しようとする場合に、その設置費用、及び付帯する蓄電池の設置費用を支援します。
令和６年度から、既存建築物や小規模建築物にも対象を拡大し、募集を開始しておりますので、是非、補助金を活用し、太陽光発電設備等の最大限の設置をご検討ください。

■補助対象設備及び補助要件
太陽光発電設備：1kW 当たり５万円（基準量分を含む）
蓄電池　　：導入費用の１／３
※上限（太陽光発電設備：９００万円等）及び要件あり
※交付申請は、太陽光発電設備の着工前に必要
＜例：２０ｋＷの太陽光発電設備を設置した場合＞
２０ｋＷ×５万円=１００万円

詳しくは以下 HP を御確認ください。
https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000303902.html

【お問い合わせ先】
・京都市環境政策室地球温暖化対策室
電話：075-222-4555　E-mail：ene@city.kyoto.lg.jp
・一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）
電話：075-334-5277　E-mail：eco2050@kyoto-kenchiku.com

(3)【実施中】『客引き行為に関するアンケート』へ御協力ください！≪文化市民局≫

京都市では、市民・観光旅行客等の安心かつ安全な通行を確保するため、平成２７年４月から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、違反行為の取締りや広報啓発等の各種取組を進めています。
この度、繁華街（河原町周辺や京都駅周辺）を訪れる市内でお勤めの皆様に対して、客引きされた経験の有無、客引きに紹介された飲食店に行った経験の有無、条例の認知度等を調査し、これまでの取組をふり返り、今後の取組の参考とするため、客引き行為等に関するアンケート調査を実施します。
市内でお勤めの皆様におかれましては、是非、御回答に御協力いただきますようお願いいたします。

■実施期間
令和６年２月１５日（木）～同年５月頃（予定）
■回答方法
次の URL から応募フォームにて御回答ください。
https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=7824

【お問い合わせ先】
文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
TEL：075-222-3193　FAX：075-213-5539
MAIL：kurashianzen@city.kyoto.lg.jp

(4)4月30日（火）は「固定資産税・都市計画税」第1期分の納期限です。
口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！≪行財政局≫

固定資産税・都市計画税第1期分の納期限は4月30日（火）です。期限内納付に御理解と御協力をお願いいたします！

■ 市税の納付には、便利で、安全・確実な口座振替を御利用ください！
市内の金融機関や郵便局の窓口でお申込みください。
市税事務所納税推進担当では、郵送によるお申込みも受付けております。
（「市税口座振替依頼書」は、ホームページからダウンロードできます。）
【詳細はホームページを御覧ください】
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001465.html

■ コンビニエンスストアでも納付できます！
納付金額が３０万円までのコンビニ納付用バーコードが印刷された納付書に限る、などの御利用条件がございます。
【詳細はホームページを御覧ください】
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000216989.html

■ 「納付専用サイト」を利用して、クレジットカード・インターネットバンキングでも納付できます！
税目により、御利用いただける「納付専用サイト」や御利用条件が異なります。
また、クレジットカードの御利用に際しては、別途システム利用料が必要となります。
【詳細はホームページを御覧ください】
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001929.html

■ スマートフォン用決済アプリでも納付できます！
御利用いただけるアプリや御利用方法など、税目や納付書の種類により異なります。
【詳細はホームページを御覧ください】
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001929.html

【お問い合わせ先】
市税事務所 納税室納税推進担当
電話：０７５－２１３－５４６６

━━

☆ 参加企業等からのお知らせ

━━

(5)KECC第1回定例セミナー「2024年労働関係法令の改正と企業としての留意点」
≪関西圏雇用労働相談センター（KECC）≫

【第1部】「労働社会保険諸法令の改正！2024年版」
会社を経営する上で、法律改正の把握は重要ですが、「どのような改正がいつから実施されるのか？」「自社に直接関係のある改正はどういうものがあるのか？」「調べてみたが、改正内容が良く分からない。」というお悩みをお持ちの方は多いのではないでしょうか？
本セミナーでは、そのようなお悩みを解決すべく、特にご相談の多いものや、実務に直結するような内容に重点を置き、短時間で分かりやすくご説明いたしますので、是非ご参加ください。

【第2部】
「2024年4月労働関連法改正！具体的に何が変わるのか？
知っておきたい改正内容と起こりうる違反のリスク・その他フリーランス保護法の解説」

労働基準法改正による注視すべき問題点、実務的に生じうる違反のリスクについて企業として留意するポイントをお伝えし、併せて本年秋頃までに施行予定の「フリーランス保護新法」、フリーランスに労働関係法令が適用される点についても解説いたします。

以上、2部構成で、第1部は社会保険労務士の視点、第2部は弁護士の視点でお伝えします。

■開催日時　2024年4月25日（木）14:00-16:00（13:50受付開始）
■場所　オンライン開催（Zoom/ウェビナー）
■参加費　無料
■申込方法　4/24（水）までに下記URLよりお申し込みください。
https://kecc.jp/seminar/

【セミナーおよび個別相談のお問い合わせ先】
国家戦略特区　関西圏雇用労働相談センター（KECC）
TEL：06-6136-3194　　E-mail：info@kecc.jp

※「関西圏雇用労働相談センター（KECC）」では、労務トラブルの未然防止を目的として、開業から概ね５年程度の企業（業種不問）やグローバル企業等をはじめとした事業者等を対象に、労務領域に強みを持つ弁護士や社会保険労務士による相談等が“何度でも”“無料で”受けることができます。ぜひ個別相談をご利用ください。
※個別のご相談がございましたら、下記受付時間にて随時お待ちしております。
まずはお電話かメールにてお知らせください。
相談受付時間：　平日　10:00-19:00

****
このメールマガジンは、京都市地域企業未来力会議に御参加いただいた方や事務局が個別に名刺交換させていただいた方にお届けしています。
配信の停止を希望される方やメールアドレスの変更は、お手数ですが事務局までメールにて御連絡くださいますようお願いします。
****
メールマガジンは月3回程度の配信を予定しています。
皆様からの掲載内容も随時受け付けています。
御希望の場合は事務局まで御連絡ください。
****
▼事業者の皆様への支援情報
https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html
▼京都・地域企業応援プロジェクトWEBサイトはこちら
https://community-based-companies.kyoto/
▼未来力会議facebookはこちら
https://ja-jp.facebook.com/kyotoshichushokigyo/
▼過去の会議資料等
https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209507.html
▼メールマガジンのバックナンバー
http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209798.html
****
＜発行＞
京都市地域企業未来力会議 事務局（京都市産業観光局 地域企業イノベーション推進室）
〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL　075-222-3329
FAX　075-222-3331
URL　https://www.facebook.com/kyotoshichushokigyo/
MAIL chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp
****